

入札執行公告

下記の下水道工事について、一般競争入札を行うので、清水町財務規則（昭和 63 年規則第 1 号。以下「規則」という。）第 122 条の規定に基づき公告する。

平成 21 年 7 月 23 日

清水町長 山本博保

記

1 入札執行者

清水町長 山本博保

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

一般第 3 号

(2) 工事名

平成 21 年度 中徳倉地区既設下水道管渠改築（更生）工事

(3) 工事場所

静岡県駿東郡清水町 中徳倉 地内

(4) 工事概要等

ア 工事目的

清水町中徳倉地区既設下水道管渠改築計画に基づき、今年度改築予定である中徳倉地区の管渠改築（更生）を進め、下水道施設の適切な維持管理を目的に事業を推進する。

イ 工事大要

路線延長（更生延長） L=887.83m

管渠更生工

二層構造管（φ200） L=567.13m

二層構造管（φ250） L= 38.30m

二層構造管（φ300） L= 55.65m

自立管（φ200） L=110.11m

自立管（φ250） L= 99.80m

自立管（φ300） L= 16.84m

(5) 工期

平成 22 年 2 月 15 日限り

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清水町における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 清水町における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受けていること。
 - (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であり、かつ、静岡県内に同条第 1 項に規定する営業所を有する者であること。
 - (4) 平成 11 年度以降に静岡県内において静岡県又は静岡県内の地方公共団体が発注した 1 件 1 千万円以上の公共下水道管更生工事の元請としての施工実績（完成引渡し後のものに限る。）を有する者であること。また、ここでいう管更生工事とは、（社）日本下水道協会の「管更生の手引き」に準じて、既設管と同等以上の流量を確保できる反転工法又は形成工法で、本管の（財）下水道新技術推進機構による建設技術審査証明書を有するものとする。
 - (5) 経営事項審査結果通知書における土木一式総合評定値（P 欄）が 700 点以上であること。
 - (6) 次に掲げるいずれかの基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）又は（社）日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理技士（主任技士）資格認定試験に合格した者
 - イ 請負金額 5 百万円以上の管更生工事の作業履歴を有する技術者
 - (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県又は静岡県内の地方公共団体から指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法
- (1) 配布期間
平成 21 年 7 月 23 日（木）から平成 21 年 7 月 28 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
 - (2) 配布場所
静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1 清水町役場本館 3 階 総務課管財係
電話番号 055-981-8237
 - (3) 配布方法
上記(2)の配布場所において無料にて配布する。
- 5 設計書等の販売期間、販売場所及び販売方法

(1) 販売期間

平成 21 年 8 月 6 日（木）から平成 21 年 8 月 11 日（火）まで（日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、8 月 8 日（土）は、午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで）

(2) 販売場所

静岡県沼津市大岡 500-1 黎明社㈱ 担当：岡田
電話番号 055-963-6376

(3) 販売方法

有償（1 部のみ販売）

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び入札参加確認資料を提出すること。

(1) 提出期限

平成 21 年 7 月 27 日（月）から平成 21 年 7 月 30 日（木）までの午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出場所

静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1 清水町役場本館 3 階 総務課管財係
電話番号 055-981-8237

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成 21 年 8 月 19 日（水）午後 2 時 00 分

(2) 入札執行場所

静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1 清水町役場本館 3 階 大会議室

(3) 入札方法

郵送及び電送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書及び委任状（委任がある場合）

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金

納付（契約金額の 100 分の 10 以上）。ただし、利付国債、地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は建設工事競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とす

る。

(7) 落札者の決定方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

ア 本契約の締結に当たっては、仮契約書を作成しなければならない。

イ 契約は、静岡県清水町議会の議決があったときに成立する。

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

8 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 本入札案件は、清水町低入札価格調査制度実施要領（平成 19 年 4 月 1 日試行）を適用し、調査基準価格を設定する。

(3) 調査基準価格を下回る入札があったときは、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。この場合において、適正な履行を確保するために、最低価格入札者以外の者を落札者とすることがある。

(4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等に協力すること。

(5) 契約及びその他の手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(6) 照会窓口は、静岡県清水町総務課管財係（電話番号 055-981-8237）とする。